日調連発第３９７号
令和５年３月２８日

各土地家屋調査士会長　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

法務省が公開する地図 XML データの取扱いについて（留意事項）

登記所備付地図データのＧ空間情報センターを介した一般公開については、本年 1 月 20 日付け日調連発第 328 号をもって連絡したとおり、法務省のウェブサイトにおいても広報されているところです（https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00494.html）。

公開されている地図 XML データの利用については、データダウンロード時に表示される「登記所備付地図データ利用規約」に従うほか、下記の点に留意願います。

なお、データの利用については、土地家屋調査士が自らの責任で判断するよう、貴会所属の会員に周知徹底をお願いします。

記

１　公開されている地図 XML データは、現在情報ではありません（令和 5 年 1 月 23 日に公開された地図データは、令和 4 年 1 月から 2 月までの地図データを抽出した情報です。）。

２　証明機能を有するものではないため、最新の地図情報を確認してください。

３　不動産登記法第 14 条第 4 項地図（地図に準ずる図面）について、システム上、任意座標が与えられていますが、基本的には測量成果に基づくものではありません。不動産登記法第 14 条第 1 項地図であっても、変換座標及び図上読取によるものが多くあるため、その座標値や点間距離に執着した取扱いとならないようにしてください。

４　データを入手した一般の方からの座標値等に対する主張や問合せ等への対応を検討してください。